

秋田市若者移住促進事業補助金交付要綱

〔平成31年 3月29日〕
市 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外に在住する若者の本市への移住促進を図るために実施する秋田市若者移住促進事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 転入日の満年齢が18歳未満の子を養育する者およびこれらと同居する者で構成される世帯をいう。
- (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (3) 新卒者等 高等学校、中等教育学校、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第9章に規定する大学院等を含む。）、高等専門学校又は専修学校を卒業し、修了し又は退学した後、県外に居住する期間が1年に満たない者をいう。
- (4) 県外出身者 次のアからウまでに掲げる要件のうち、2以上に該当するものをいう。
 - ア 県内に本籍を有したことがないこと。
 - イ 出生から中学校を卒業するまでの間、県外で生活していたこと。
 - ウ 県外の高等学校又は中等教育学校を卒業したこと。
- (5) 常用雇用される者 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めた上で、次のア又はイに掲げる事業所等において雇用される者をいう。
 - ア 県内に本社機能を有する企業、団体又は個人事業主（以下「企業

等」という。)の市内における事業所又は事務所

イ 県外に本社機能を有する企業等の市内における事業所又は事務所
(主たる勤務地を県内に定めて雇用された場合に限る。)

(補助対象者)

第3条 補助事業の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県外の市区町村(外国を含む。)から転入する者(転入前1年以上継続して県外の市区町村に居住していた者(新卒者等を除く。))に限る。)

(2) 転入日の満年齢が40歳未満の者およびその者と同居する40歳未満の者(子育て世帯の構成員を除く。)

(3) 申請時に秋田県において移住希望登録をしている者

(4) 就労に関し次のいずれかに該当する者

ア 市内で新たに常用雇用される者

イ 市内で新たに事業を営もうとする者

ウ その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者になることができない。

(1) 世帯の構成員に本市市税を滞納している者がいる場合

(2) 世帯の構成員に暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいる場合

(3) 世帯の構成員に過去に本市が行う同様の補助金の交付を受けた者がいる場合

(4) 補助金を申請しようとする者又はその同居人が、転入後において、国家公務員又は地方公務員(会計年度任用職員、臨時的任用職員および特別職非常勤職員を除く。)として勤務しようとする場合

(5) 世帯の構成員に秋田市東京圏移住支援事業補助金交付要綱(平成31年3月28日市長決裁)第3条に規定する補助対象者の要件に該当する者がいる場合

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 住居の確保に要する費用 市内で住宅を新築し、購入し、又は賃借するための費用および県外から市内の住宅に転居するための費用（住宅に係る要件については、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱（平成29年7月7日市長決裁）の定めるところによる。）

(2) 移動手段の確保に要する費用 運転免許の取得費用および自動車、自動二輪車又は自転車の購入費用

(3) 生活必需品の購入に要する費用 家具および家庭用電気機械器具の購入費用

（補助の範囲）

第5条 市長は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象者および当該補助対象者と同居する者（第3条第1項第1号および第2号に該当する者に限る。次項において同じ。）1人につき20万円を上限とする。

2 補助対象者および当該補助対象者と同居する者が県外出身者である場合は、前項の上限額に当該県外出身者1人につき15万円を加算する。

3 補助対象者は、前2項に規定する補助金を、第4条各号に掲げる複数の経費に充てることができる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）

は、転入日以前に、次に掲げる書類を添付して、秋田市若者移住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）および誓約書兼同意書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(1) 転入前の住所地の世帯全員の住民票

(2) 世帯全員の本市市税に未納がないことを証する納税証明書（本市市税が課税されていない場合にあつては、固定資産税に係る資産なし証明書）

(3) 雇用通知書その他の第3条第1項第4号に掲げる条件を満たすこと

を確認できる書類の写し

(4) 第4条第1項に規定する経費に係る補助申請にあつては、次のアからエに掲げる区分に応じ、当該アからエに定める書類

ア 住宅の新築の場合 工事請負契約書の写し、工事内訳明細書の写し、工事着手前の写真および建築基準法に基づく確認済証の写し

イ 住宅の購入の場合 売買契約書の写し、当該住宅の外観の全景写真、重要事項説明書等当該住宅の内容を確認できる書類の写し

ウ 住宅の賃借の場合 賃貸借契約書の写し、重要事項説明書等当該住宅の内容を確認できる書類の写しおよび初期費用に係る見積書の写し

エ 転居の場合 引越費用に係る見積書の写し

(5) 第4条第2号および第3号に規定する費用に係る補助申請の場合は、取得費用又は購入費用に係る見積書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請において、世帯の構成員に県外出身者がいる場合は、前項各号の書類に加え、戸籍謄本、住民票、卒業証明書その他の第2条第4号の要件を証する書類を添付しなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類および前項に規定する書類について、申請時に添付できないやむを得ない事情があると認められるときは、市長は、これらの書類を後日提出させ、又は同等の内容を確認できる書類の提出でこれに代えさせることができる。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査の上、当該交付申請があつた日から14日以内に交付の可否を決定し、秋田市若者移住促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は秋田市若者移住促進事業不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この要綱および関係法令を遵守すること。
- (2) 補助金の適正な執行に必要な範囲で、世帯員の住民基本台帳の情報を市が閲覧することに同意すること、および市長が報告、調査等が必要と認めるときは、これに協力すること。
- (3) 転入日以降5年以内に市外に転出したときは、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(交付決定事業の内容変更)

第10条 第8条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた第4条各号に掲げる事項（以下「交付決定事業」という。）の内容を変更しようとするときは、その内容を確認できる書類を添付して、秋田市若者移住促進事業補助金交付決定事業内容変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。

(交付決定事業の中止)

第11条 交付決定者は、交付決定事業を中止しようとするときは、秋田市若者移住促進事業補助金交付決定事業中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、交付決定を取り消し、秋田市若者移住促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、交付決定事業が完了したときは、転入した日から起算して14日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の末日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を添付して、秋田市若者移住促進事業補助金実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定事業に係る領収書の写し
- (2) 世帯全員の転入後の住民票
- (3) 住宅の新築又は購入の場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 工事の施工中および施工後の写真（新築の場合に限る。）

イ 建築基準法に基づく検査済証の写し（新築の場合に限る。）

ウ 建物の登記事項証明書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、交付決定事業の完了を確認し、交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、秋田市若者移住促進事業補助金額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの秋田市若者移住促進事業補助金交付請求書（様式第10号）の提出による請求に基づき行うものとする。

（是正のための措置）

第15条 市長は、補助事業の遂行に関し必要と認めるときは、交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、別表に規定する事情により、第1号に掲げる事実が生じることがやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 転入日以降5年以内に市外に転出した場合

(2) 補助金を他の目的に使用したと認められるとき。

(3) 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(4) 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。

2 交付決定者は、前項第1号に掲げる事実が生じる蓋然性がある場合又は事実が生じた場合は、市長に対し、秋田市若者移住促進事業補助金に

係る転出理由申出書（様式第11号）により、別表の各号のいずれかの事情に該当する旨の申出をすることができる。

- 3 前項の交付決定者は、同項の申出をする場合には、別表の左欄に掲げる事情に該当する旨を、同表右欄に掲げる書類をもって示さなければならない。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、秋田市若者移住促進事業補助金返還請求書（様式第12号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

（他の補助金との関係）

第18条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする補助対象経費に関し、他の補助金の交付を受けることについては、これを妨げない。この場合においては、この要綱に基づく補助金と他の補助金の額の合計が、申請者が補助対象経費に支払った額を超えないよう、この要綱に基づく補助金の額を減額調整して交付するものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

事情	事情を証する書類
(1) 雇用企業等の倒産	雇用企業等が倒産したことを確認することができる書類 当該企業等に勤務していたことを確認することができる書類
(2) 交付決定者又は当該交付決定者と同居する者が経営する企業等の倒産	交付決定者又は当該交付決定者と同居する者が経営する企業等が倒産したことを確認することができる書類 当該企業等を経営していたことを確認することができる書類
(3) 交付決定者又は当該交付決定者と同居する者の罹災	罹災証明書
(4) 交付決定者又は当該交付決定者と同居する者の病気	診断書（90日以上の間期の療養が必要であって、就業が困難と認められる内容であるもの） 市長が必要と認める書類
(5) その他市長がやむを得ないと認める事情	市長が必要と認める書類